

日行連発第 814 号
令和 2 年 10 月 8 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

令和 2 年度著作権相談員養成研修に係る取扱いについて

国際・企業経營業務部では、平成 21 年度より著作権相談員養成研修を実施し、その修了者となった著作権相談員の名簿について文化庁、公益社団法人著作権情報センター、一般財団法人ソフトウェア情報センターの 3 団体へ提出し、各地で著作権問題に取り組んでいる著作権相談員の積極的な活用の申し入れをしております。

今年度より本研修の実施につきましては、平成 25 年配付の講義用 DVD 内容の一新と新型コロナウイルス感染症対策等における単位会の研修開催に係る負担の軽減、さらなる著作権相談員制度の維持・発展を目指し、中央研修所研修サイトに VOD 研修として登載し、効果測定受験まで中央研修所研修サイトで完結する各会員の個人視聴における受講形態に集約、変更することといたしました。

なお、今年度は従来通り各単位会が講師を立てて講義する集合研修の開催スタイルを予定されている場合も、単位会より実施のご希望があれば認めることとしております。

但し、この場合、集合研修を受講し、効果測定を受けた会員は、可否にかかわらず、中央研修所研修サイトに登載されている同講義の効果測定を改めて受けることがないよう（同一年度での重複受験の制限）、単位会におかれましては会員に周知をお願い申し上げます。

つきましては、10 月 8 日より中央研修所研修サイトに登載された「著作権相談員養成研修」を含む今年度の著作権相談員養成研修について、別紙のとおり取り扱うことといたします。

各単位会におかれましては、会員への周知を何卒よろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙 1 令和 2 年度著作権相談員養成研修の取扱いについて
- ・別紙 2 著作権相談員名簿の集約について
- ・別紙 3 著作権相談員カードの発行について

以上